

議会活性化委員会（第9回）会議概要

平成20年3月7日（金）

午後0時25分から1時30分

- 配付資料：①議会活性化委員会（第8回）会議概要
②（仮称）政策提言委員会について（フロー図）
③掛川市議会だより（写）、「政策議会」関係資料（中川委員より）
④松戸市策定計画一覧（担当常任委員会一覧）、地方自治法第96条の抜粋

■『今後の松戸市議会のあり方 検討報告書』の項目別概略説明及び意見交換（第7回目）

1 「2 検討項目及び結果（4）委員会活動のあり方」について（第5回目）

①（仮称）政策提言委員会について、各会派の協議結果の報告

山沢委員（公明党）

フロー図案で了解。委員は活性化委員と各常任委員長まで。

宇津野委員（日本共産党）

概ねこのフロー図案で了解。委員は活性化委員と各常任委員長まで。ただ、総意で副委員長もということであれば否定はしない。

二階堂委員（社民党新社クラブ）

案で了解。委員は活性化委員と各常任委員長まで（副委員長…人数増により意見集約が困難となる）。

深山委員（創生未来）

（仮称）常任委員長会議を設けてはどうか。位置付けはフロー図案中の「議長」の下、「常任委員会へのテーマの投げかけ」部分。

名木委員（まつど民主）

基本的にはこのフロー図案で了解。委員は当面、活性化委員と各常任委員長まで。

桜井委員（松政クラブ）

会派内には報告までの段階。委員は副委員長まで入ると人数の問題があるのでは。

末松委員（市民クラブ）

フロー図案全般については理解を得る。（仮称）政策提言委員会のあり様についての話には至らず。

※基本的な方向性は、全会派了解

②「出来ること」と「出来ないこと」の区分けをする。

- ・テーマの選定と活動の基本ベースについて

執行部と協議のうえ選定するのか、専門的知見等を活用しながら常任委員会活動を踏まえ、議会内部で決めるのか。

- ・フロー図に沿った進め方をするには、「細則」を設けることが必要ではないか。

- ・「政策提言委員会」という名称について、再度検討する必要があるのではないか。
→この件については、この場で結論を出さず、正副議長のアドバイスを受け、再度活性化委員会で協議する。

※（仮称）政策提言委員会の方向性について、議論の成果として残すことで了解
（今日の議論を踏まえ、より具体的なフロー図的なものを作成し、別途協議する）

2「2 検討項目及び結果 (5)議決対象事件の検討」について（説明／工藤委員）

説明；議会本来の機能を強化するため、地方自治法第96条第2項を活用し、議決対象事件の拡大を図ってはどうかとの視点から検討した。

；松戸市で追加している議決対象事件→「松戸市名誉市民条例」

；議決対象事件

→基本計画その他の市政に係る重要な計画

；懇話会では、追加する議決対象事件について意見集約に至らず、その拡大をしてはどうかとの結論までであった。

；事務局からの説明→配付資料（3種類）の概要について

次回；このテーマは、法制度の事実認識をベースとし、適切に判断しなければならない。

次回は今日の概要説明を受け、認識を詳細に深める機会とする。その後、改めて各会派で協議する機会を設ける。

●次回；3月18日（火）午後3時30分～